

～ 株式会社みずほ銀行で販売開始 ～

一時払終身保険 **エブリバディ**

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2006年10月23日より、5年ごと利差配当付一時払特別終身保険「エブリバディ」を、みずほ銀行の全国の本支店にて販売を開始いたします。

「エブリバディ」は、「一生涯の保障」と「長期的な資産形成」を同時に確保したいというお客さまが簡単なお手続きでご加入できる新しいタイプの一時払終身保険です。

今般、みずほ銀行で販売開始する「エブリバディ」の主な特長は以下のとおりです。

「エブリバディ」の主な特長

特長1. 一生涯保障と長期的な資産形成

- ・ご契約日から10年間（第1保険期間）の死亡給付金額を既払込保険料相当額とすることにより、**それ以降（第2保険期間）の生涯にわたる死亡保障が大きくなるよう工夫**しています。将来のリスクにしっかりと備えておきたいという方に一生涯の保障でお応えします。
- ・また、第2保険期間中の解約返戻金は**長期的な資産形成**にもご活用いただけます。

<死亡保険金額・解約返戻金例>

男性 50歳 一時払保険料（保険料建）1,000万円 の場合

	第1保険期間			第2保険期間		
	1年	3年	10年	第2保険期間 開始日	20年	30年
死亡保険金額	1,000万円			1,390万円		
解約返戻金*	985万円 (98.5%)	1,000万円 (100.0%)	1,000万円 (100.0%)	1,099万円 (109.9%)	1,193万円 (119.3%)	1,277万円 (127.7%)

※下段カッコ内は解約返戻金の一時払保険料に対する割合（割合は、解約返戻金÷一時払保険料で算出）

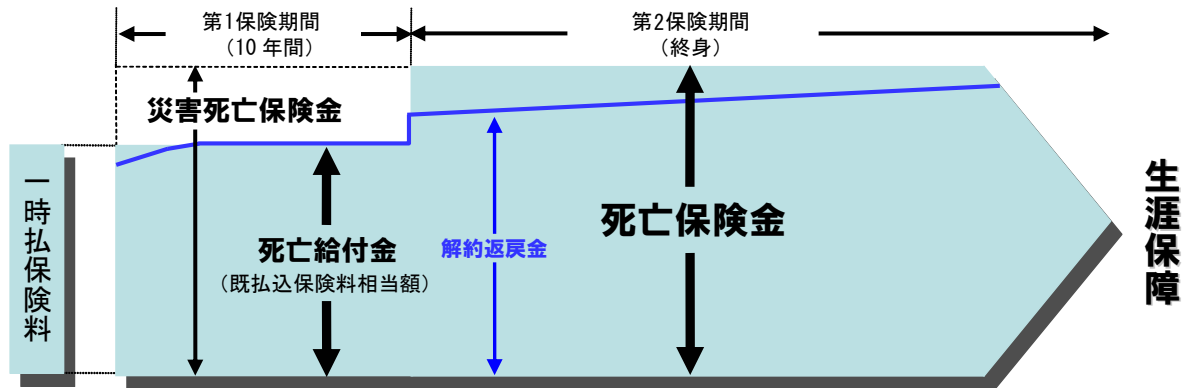
注：第1保険期間の解約返戻金は既払込保険料相当額を上限とします

特長2. 簡単なお手続きでご加入いただけます

- ・**医師による診査は不要**です。職業告知のみで、**最高1億円※（一時払保険料）**までご加入いただけます。（※契約年齢により異なります）

「エブリバディ」の概要

(1) しくみ図



(2) 保障内容

- ・ **第1保険期間（10年間）** は、災害による死亡時に第2保険期間における所定の死亡保険金額と同額の災害死亡保険金をお支払いし、病気による死亡時に既払込保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。また、**第2保険期間（終身）** は、災害や病気による死亡時に所定の死亡保険金額をお支払いします。
- ・ なお、高度障害状態になられた場合にお支払いする給付金、保険金はありません。

(3) 主なお取扱い

第1保険期間	契約年齢	最高一時払保険料	最低一時払保険料	単位
10年間	15～49歳	7,000万円	300万円	10万円
	50～80歳	1億円		

危険選択	告知書扱い（職業告知）
払込方法	一時払

<死亡保険金額・解約返戻金例>

一時払保険料（保険料建）1,000万円 第1保険期間10年の場合

契約年齢	男性		女性	
	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※
40歳	1,519万円	1,094万円 (109.4%)	1,609万円	1,092万円 (109.2%)
50歳	1,390万円	1,099万円 (109.9%)	1,464万円	1,096万円 (109.6%)
60歳	1,286万円	1,105万円 (110.5%)	1,337万円	1,101万円 (110.1%)

※下段カッコ内は解約返戻金の一時払保険料に対する割合（割合は、解約返戻金÷一時払保険料で算出）

以上